

第3期行財政改革プログラム 個別取組工程表

取組番号	1-3-3	取組項目名	指定定期検査機関の公募における業務委託の実施					
所管	市民人権	局	市民生活	部	消費生活センター	課		
〔P〕 取組内容	実施内容	計量法に基づく特定計量器の定期検査を、堺市に代わり行わせることができる指定定期検査機関(指定期間3年)の指定について、現在1者による更新申請による審査で行っていますが、今後は定期検査を行うことができる事業者を公募し、審査を実施して指定を行います。 その後、指定定期検査機関の中から定期検査業務の委託先を決定します。						
	目標	H30	指定定期検査機関公募(更新申請及び新規申請)、審査の実施					
		R1	指定定期検査機関公募(新規申請)、審査の実施					
		R2	指定定期検査機関公募(新規申請)、審査の実施					
〔D〕 実績・進捗状況	H30	平成27年に指定を行った事業者の指定期間の満了に伴い、定期検査を行うことができる事業者を公募した。 応募があったのは、従来からの一般社団法人であり、審査を実施し指定を行った。						
		H30の達成度	b	〔基準〕 a:上回って(前倒しで)達成 b:達成 c:概ね達成 d:未達成				
	R1	計量法に基づく特定計量器の定期検査を行うことができる新たな指定定期検査機関を指定するため、広く事業者を公募したが、新規の応募はなかった。						
		R1の達成度	c	〔基準〕 a:上回って(前倒しで)達成 b:達成 c:概ね達成 d:未達成				
		H30~R1の達成度	c	〔基準〕 a:上回って(前倒しで)達成 b:達成 c:概ね達成 d:未達成				
	R2	計量法に基づく特定計量器の定期検査を実施できる指定定期検査機関を新たに指定するため、広く事業者を公募したが、新規の応募はなかった。						
		R2の達成度	c	〔基準〕 a:上回って(前倒しで)達成 b:達成 c:概ね達成 d:未達成				
		H30~R2の達成度	c	〔基準〕 a:上回って(前倒しで)達成 b:達成 c:概ね達成 d:未達成				
	行革効果額の見込み及び実績		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	-	百万円	-	百万円	-	百万円
実績		-	百万円	-	百万円	-	百万円	
評価	B	〔基準〕 S:優良 A:良好 B:普通 C:不良						
〔C〕 課題分析	現在、本市における指定定期検査機関は1者のみであるが、複数の定期検査機関を指定することで、計量業務の安定性・継続性等を確保する必要がある。 前年度に引き続き、令和2年度においても事業者に働きかけを行うなど、様々な機会を通じて募集の呼びかけや周知を行ったが、新たな事業者の応募はなかった。							
〔A〕 改善策	事業者は、計量法に基づき、取引、証明に使用する計量器について、2年に1回自治体が行う検査を受ける必要があり、本市では、その検査を本市が指定する定期検査機関に委託し実施している。 各自治体においても、定期検査機関の確保が課題となっているが、本市においても複数の定期検査機関を指定し、業務の安定性、継続性等を確保するため、様々な機会を通じて周知を行い公募を実施する。							
備考								